

# 性風俗産業における当事者参加行動調査と研究倫理

神戸大学国際文化学研究所 青山薫

本報告では、青山が約 10 年間試みてきた日本のセックスワークに関する当事者参加行動調査 (Participatory Action Research: PAR) を通して、普遍的と考えられている研究倫理について特殊な対象と研究方法の側から再考するものである。焦点を当てるのは以下の 3 点である。

PAR における当事者 (いわゆる「対象」と研究者の関係

PAR は、標準的調査研究では「対象」とされてきた社会問題の当事者 (その社会において周縁化された人びと) が調査の主体となり、社会問題の改善 (周縁化のされた地位の変更) を目的とする調査研究を行うものである。当事者でない職業研究者は進行役・支援者として参加する。調査研究対象が主体の位置によって代わるのは、知識の創出の資源にされていた者が知識の創出者になるためである。

周縁化された集団の調査においてゲートキーパーの役割は大きい、調査の主客逆転をめざす PAR の場合とくに、非当事者職業研究者とのマイクロな関係の範囲内で GK の立場が相対的に強くなる。そして、この主客の関係の曖昧さが、「研究調査の責任は誰にあるのか」から始まる一連の倫理的問いを生み出す。

同意の問題と、調査研究過程・結果公表の影響

だからこそ、周縁化された当事者集団が参加・協力する調査研究では、現行の権力関係において上位にある職業研究者や大学等機関が求める文書による同意については反対論が多く、本報告でも強く反対せざるを得ない。ステイグマ・犯罪性とそれゆえの匿名性に配慮するためである。セックスワーカーなど周縁化の中でも犯罪性とステイグマを負わされた人びとにとっては調査研究に協力すること自体難しいが、公的書面に署名を残すことなどカミングアウトを強要されることに等しい。それは、身近な人びととの関係の喪失、社会的信用の失墜、さらには法執行機関への通報に結びつく危険を意味する。もとより PAR は法執行機関に奉仕しないし個人情報の保護について職業研究者は倫理的守秘義務を負う。しかし、具体的に、協力者謝金を支払いたい等々となるとこの点の倫理や守秘は画餅でしかない。住所、氏名、電話番号、メールアドレス、銀行口座までが、公的機関にデジタル記録として保存されてしまうからである。

調査研究倫理をめぐる契約志向の問題へ

フェミニズムの影響を受けた先行研究は、同意書を書かせるという「平等で独立した合理的個人間で結ばれる契約」がフィクションに過ぎないということを問題にしてきた。上記のように、公的機関に所属する者と周縁化された当事者は、現行権力関係上平等な位置にない。この状況で「上位」の基準で作られた契約に「同意」させるということは、「上位」の側の責任を回避することはあっても当事者にメリットはない (メリットを出す代替案も報告では提示したい)。

また、標準的調査研究が単時的・一方的に想定していた「対象」が、独自の合理性や独自の都合をもって行動する PAR の主体になったとき、「同意」が何に対してなされるかも想定とは違ってくる。同意の対象は調査研究の過程全般にわたり、そして結果が出た後も、変化し続ける。PAR の意義・目的に沿い、調査研究のマイクロな関係を経て、現行の社会関係が変化するならば、ますます「同意書」は不可能なのである。